２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年六月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109506号	化成肥料	小野田化成肥料１号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109510号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料512号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109535号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成肥料186号K	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109511号	液状肥料	液状肥料22号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109534号	液状肥料	DiNAプロリンV	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
生第109536号	化成肥料	有機入り化成050	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109541号	液状肥料	イールドパワー　モデル二価	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109543号	液状肥料	有機入り液肥２－４－５	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109550号	液状肥料	有機入り液肥５－４－３	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109555号	液状肥料	発育王	株式会社　エイ・シー・エム	東京都墨田区両国四丁目８番10号
生第109559号	家庭園芸用複合肥料	K―SAP	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
輸第109509号	被覆窒素肥料	被覆尿素35.0	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区新町一丁目８番６号
輸第109512号	硫酸アンモニア	20.8硫安	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第109545号	化成肥料	りん酸尿素	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
輸第109546号	りん酸加里	りん酸一加里	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
輸第109547号	尿素	尿素　45.0	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第109548号	熔成りん肥	18.0熔成りん肥	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第109554号	化成肥料	PKケイ酸６－４－33―22.5―５	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109556号	化成肥料	17―46―37燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109557号	化成肥料	16.5―46―37燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109558号	家庭園芸用複合肥料	AGROBIZ複合液肥１号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目２番50号
輸第109560号	りん酸アンモニア	りん安18―46	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第五百三十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百十一条の七第五項の規定に基づき、航空運送事業の基盤強化に関する方針（令和三年国土交通省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十六日　　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空運送事業基盤強化方針	航空運送事業基盤強化方針
（略）	（略）
第一　航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項	第一　航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項
航空会社（法第111条の７第２項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、１回目の緊急事態宣言下の2020年５月には、国内線・国際線ともに対前年比90％超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れ、依然として先行きが不透明な状況が続いている。	航空会社（法第111条の７第２項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、１回目の緊急事態宣言下の2020年５月には、国内線・国際線ともに対前年比90％超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れており、依然として先行きが不透明な状況が続いている。
（略）	（略）